

枚方市国民健康保険

第4期特定健康診査等実施計画 第3期データヘルス計画 <概要版>

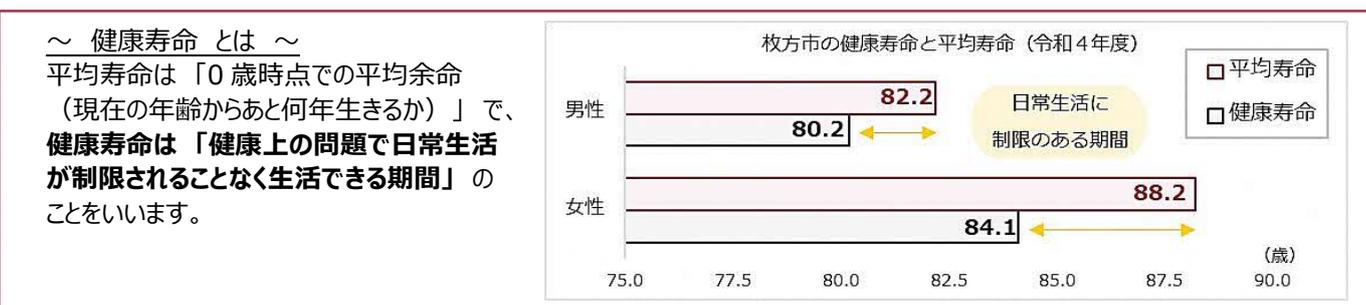
1. 計画の趣旨及び計画期間

1.1. 計画の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」第19条に基づき、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年3月31日 厚生労働省告示）」に即して「枚方市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」を策定します。

また、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、「枚方市国民健康保険第3期データヘルス計画」を策定します。この計画は具体的な保健事業の実施内容を定めたアクションプランであるとともに、第4期特定健康診査等実施計画における特定健康診査・特定保健指導の実施に係る成果等の評価を担うものであるため、目標・期間等の整合性を図るため一体的に策定します。

両計画を推進し基本理念である『**健康寿命の延伸のための、枚方市国民健康保険被保険者の健康保持増進と医療費の適正化**』を目指します。



1.2. 実施体制・関係者連携

「第4期特定健康診査等実施計画」、「第3期データヘルス計画」の遂行に当たっては、枚方市医師会等の関係機関並びに関係部署と連携していきます。事業実施においては、両計画を一体的に行いPDCAサイクルに沿ったより効果的な取り組みを行っていくとともに、「枚方市健康増進計画」、「枚方市歯科口腔保健計画」及び「枚方市食育推進計画」の取り組みと連動・連携させながら推進していきます。

1.3. 計画期間

「第4期特定健康診査等実施計画」と「第3期データヘルス計画」の整合性を図るため、両計画は令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。

R6 (2024)	～	R8 (2026)	～	R11 (2029)	～
		中間評価			
第4期 特定健康診査等実施計画 第3期 データヘルス計画					
				中間評価	
第3次 枚方市健康増進計画 : R17 (2035) 年度末まで 第2次 枚方市歯科口腔保健計画 : R17 (2035) 年度末まで 第4次 枚方市食育推進計画 : R17 (2035) 年度末まで					

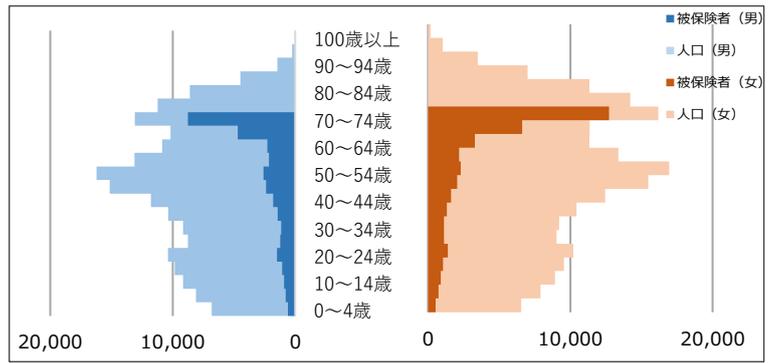
2. 枚方市の現状

<国民健康保険被保険者数の推移>

枚方市において、65歳以上の人口が全体の28.9%を占めており、高齢化が進行しています。

同様に、国民健康保険被保険者数においても65歳以上の割合は45.4%と高齢者の割合が高くなっています。

図表1 性別・年齢階級別の人口分布および国保被保険者分布（令和5年4月1日現在）



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査およびKDBシステム被保険者構成

<医療費の状況>

枚方市国民健康保険被保険者1人当たりの年間医療費は、入院（食事含む）・入院外+調剤（外来受診および内服薬の処方）のどちらも、国や大阪府に比べ高くなっています。

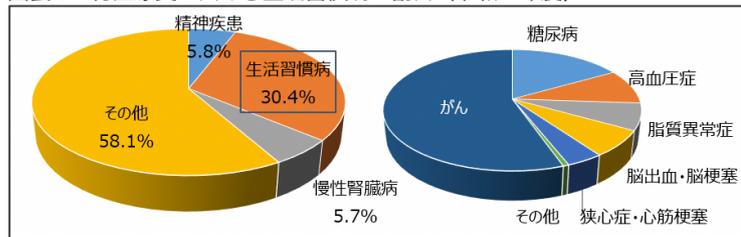
また、総医療費に占める生活習慣病の割合が30.4%となっており生活習慣の改善が必要です。

図表2 被保険者一人当たり年間医療費の比較（令和3年度）



資料：被保険者一人当たり年間医療費の比較（令和3年度）

図表3 総医療費に占める生活習慣病の割合（令和4年度）



資料：KDB 疾病別医療費分析

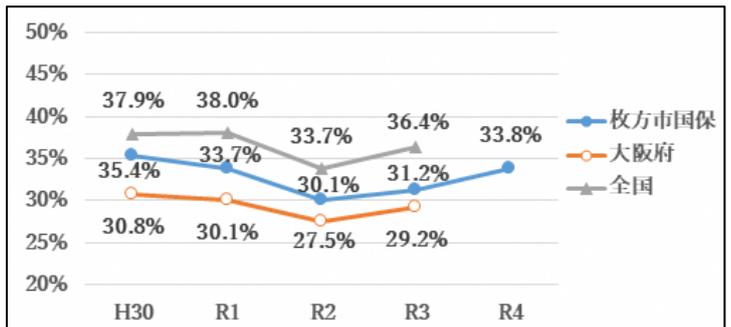
<特定健康診査・特定保健指導の状況>

令和4年度における枚方市の特定健康診査受診率は33.8%であり、本市の目標値の50%には未到達となっています。

今後も効果的な受診勧奨の取り組みを行う必要があります。

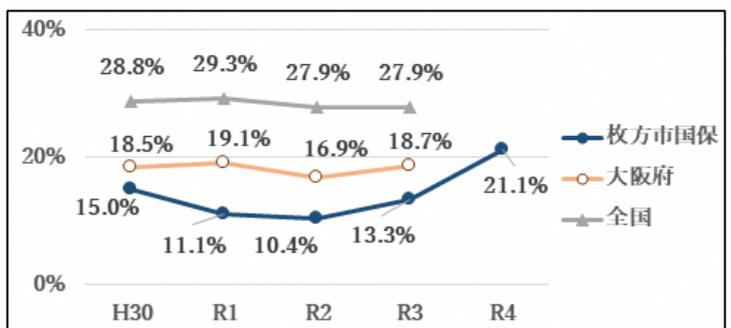
特定保健指導実施率（特定保健指導を終了した者の割合）はさまざまな取り組みの結果、上昇傾向ですが、目標値60%に向けさらなる取り組みが必要です。

図表4 特定健康診査受診率の推移



資料：特定健康診査・特定保健指導 法定報告

図表5 特定保健指導実施率の推移



資料：特定健康診査・特定保健指導 法定報告

3. 前期計画の評価

平成 30 年 3 月に策定し 6 か年計画として推進してきた「第 3 期特定健康診査等実施計画」及び「第 2 期データヘルス計画」における各保健事業の評価を行いました。

	事業名	アウトプット			アウトカム			
		指標	目標値	実績	指標	目標値	実績	評価
特定健康 診査受診 促進事業	未受診者への受診勧奨	対象者への 通知率	100%	100%	特定健康診査 受診率 ^{※1}	50%	33.8%	a*
	日曜日健診	受診人数	750 人	631 人				
	人間ドック受診費用 助成制度	助成人数	1,600 人	1,433 人				
特定保健 指導利用 促進事業	日曜日健診での初回面接 部分実施	実施率	70%	93.5%	特定保健指導 実施率 ^{※2}	60%	21.1%	a*
	特定保健指導利用促進 (特定保健指導中断率の低下)	中断率	3%	1.8%	特定保健指導 対象者の減少率 ^{※3}	25%	18.1%	
重症化 予防事業	糖尿病性腎症重症化予防事業	保健指導 利用者数	30 人	23 人	人工透析患者数	-5%	-7.9%	d
	非肥満高血圧高値者・ 血糖高値者等受診勧奨事業	受診確認率	40%	56.8%	健診結果異常値 放置者数	-10%	17.3%	d
医療費 適正化	ジェネリック医薬品 利用促進事業	対象者への 通知回数	3 回/年	3 回/年	ジェネリック 医薬品普及率	80%	81.7%	a
	重複・頻回受診者 保健指導事業	対象者への 通知回数	2 回/年	2 回/年	多剤処方・ 多剤内服者数	-10%	-2%	a

《評価》 a : 改善している / a* : 改善しているが、目標は達成出来ていない / b : 変わらない / c : 悪化している / d : 評価困難
 ※1～3 : 「第 3 期特定健康診査等実施計画」における目標項目及び実績。「第 2 期データヘルス計画」における評価指標と共通である。

4. 枚方市国民健康保険における健康課題

被保険者の現状や医療費分析、「第 3 期特定健康診査等実施計画」及び「第 2 期データヘルス計画」での事業評価を踏まえ、枚方市国民健康保険における健康課題を明らかにし、以下 3 点を重点課題として対策を行っていきます。

重点課題 1 より早期からの循環器疾患をはじめとする生活習慣病の発症予防

重点課題 2 適正受診による疾患の重症化予防および医療費適正化

重点課題 3 健康保持・増進のための正しい知識の啓発および知識を習得する機会の提供、環境の整備

5. 枚方市国民健康保険の保健事業の方向性

重点課題解決のため、「第4期特定健康診査等実施計画」及び「第3期データヘルス計画」は、以下4つの基本方向に沿って保健事業を展開していきます。

基本方向 1 特定健康診査のさらなる受診率の向上に向けた取り組みの推進

特定健康診査の受診率を向上させることにより若い世代からの生活習慣病予防や、早期に重症化リスクを見つけ対策を講じ、被保険者の健康保持・増進につなげていきます。

方針	事業名
個別への受診勧奨	未受診者への受診勧奨
利便性への向上	日曜日健診の実施
若い世代への受診率向上	人間ドック受診費用助成制度
インセンティブ	がん検診との同時実施の促進
	40～50歳代への受診勧奨
	「30歳からの国保健診」実施
	受診者へのひらかたポイント付与

基本方向 2 生活習慣病予防の更なる推進

生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発とともに、個別的な支援を行うことで、生活習慣病の発症や重症化の予防につなげていきます。若い世代にも対象を拡大することで早期からの対策に取り組み、将来的な医療費適正化に寄与します。

方針	事業名
特定保健指導の利用促進	特定保健指導未利用者勧奨
より若い世代からの生活習慣病予防	特定保健指導中断率の低下
正しい知識の普及啓発	早期介入保健指導事業
	健康講座の実施
	骨密度測定会

基本方向 3 疾病の重症化予防の更なる推進

重症化リスクのある対象者に対して、適切かつ効果的な介入を行います。そのためには、発症予防だけでなく適正受診が重要となるため、対象者の状況に応じてさまざまな介入方法を実施していきます。

方針	事業名
良好なコントロールおよび適切な医療受診による重症化予防	糖尿病性腎症重症化予防事業
	非肥満高血圧高値者・血糖高値者等受診勧奨事業

基本方向 4 医療費適正化の更なる推進

生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく、医薬品利用状況についても適切かつ効果的な介入方法の検討と実施を行っていきます。服薬に関する正しい知識の習得や改善するための機会の提供などが重要となるため、関係機関との連携強化も図っていきます。

方針	事業名
後発医薬品利用促進および普及・啓発	後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進事業
適正受診適正服薬の促進	重複・頻回受診者保健指導事業